

議案第 10 号

土地の処分の変更について

平成22年12月9日に議会の承認を経た専決処分事項（土地の処分の変更）について、下記のとおり変更契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年橋本市条例第67号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 木下 善之

記

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1. 所在地 | 橋本市紀ノ光台一丁目1番1の一部、1番3の一部、
1番4の一部 |
| 2. 地目 | 宅地、山林 |
| 3. 変更前の地積 | 44,102 m ² （概測） |
| 変更後の地積 | 44,408.80 m ² |
| 増減した地積 | 306.80 m ² の増加 |
| 4. 変更前の金額 | 238,646,000 円 |
| 変更後の金額 | 231,729,550 円 |
| 増減した金額 | 6,916,450 円の減額 |
| 5. 契約の相手方 | |
| 所在地 | 和歌山県橋本市隅田町真土 39 番地 |
| 会社名 | 小川工業株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長 佐々木 惣太郎 |